

岩手県ヒラメ資源回復計画

対象魚種
ヒラメ

平成18年2月
岩手県

目 次

1	資源の現状と資源回復の必要性	1
	(1) 対象資源の資源水準の現状	
	(2) 漁獲量の推移と資源回復の必要性	
2	資源の利用と資源管理の現状	3
	(1) 関係漁業等の現状	
	① 関係漁業の現状	
	② 漁獲量、漁獲金額の推移	
	③ 漁業形態及び経営の現状	
	④ 消費と流通の現状	
	(2) 資源管理等の現状	
	① 関係漁業の主な資源管理措置	
	② 遊漁の現状	
	③ 資源の積極的培養措置	
	④ 漁場環境の保全措置	
3	回復計画の目標	7
4	資源回復のために講じる措置と実施期間	7
	(1) 漁獲努力量の削減措置	
	(2) 資源の積極的培養措置	
	(3) 漁場環境の保全措置	
5	漁獲努力量の削減措置及びその効果に関する公的担保措置	8
6	資源回復のために講じる措置に対する支援策	8
	(1) 漁獲努力量の削減措置に関する経営安定策	
	(2) 資源の積極的培養に対する経営安定策	
	(3) 漁場環境の保全措置に対する経営安定策	
7	資源回復措置の実施に伴う進行管理	8
	(1) 資源回復措置の実施状況の把握	
	(2) 資源動向の調査	
	(3) 資源回復措置の見直し	
	(4) 資源管理に関する組織体制	
8	その他	9

1 資源の現状と資源回復の必要性

(1) 対象資源の資源水準の現状

ヒラメは、北海道中部以南の日本周辺から朝鮮半島まで広く分布する温帯性の種で、水深200m以浅の砂泥底に生息しており、魚食性でカタクチイワシやイカナゴなどを主な餌としている。

岩手県周辺にみられるヒラメは水温の高い夏には水深50m以浅に生息しているが、水温の低下する冬場になると水深100～200m近くまで移動する。産卵期は6～7月頃で、ごく沿岸の砂浜域で水面に浮く卵を産む。ふ化後は約1ヶ月の浮遊生活を送った後、水深5m程度の浅海域で約1ヶ月生活し、全長10cm程度になる10月頃から徐々に沖合に移動する。

成長は比較的早く、1年で全長27cm、2年で全長35cm、3年で全長42cm、4年でオスが全長45cm、メスが50cmに達する。オスは生後2年、メスは生後3年で成熟し、産卵に加わるようになる。

魚市場で行っている全長組成調査結果と漁獲量から、岩手県における年齢別資源量を推定したところ（図1）、平成8年生まれ（平成9年で1歳）と平成11～13年生まれが、1歳魚の資源30万尾以上と高い水準にあった。しかし、平成13年生まれの資源から減少傾向が見られており、平成15年生まれの1歳魚の資源は約8万尾で、平成2年以降最低で平均値の3分の1以下となっていた。

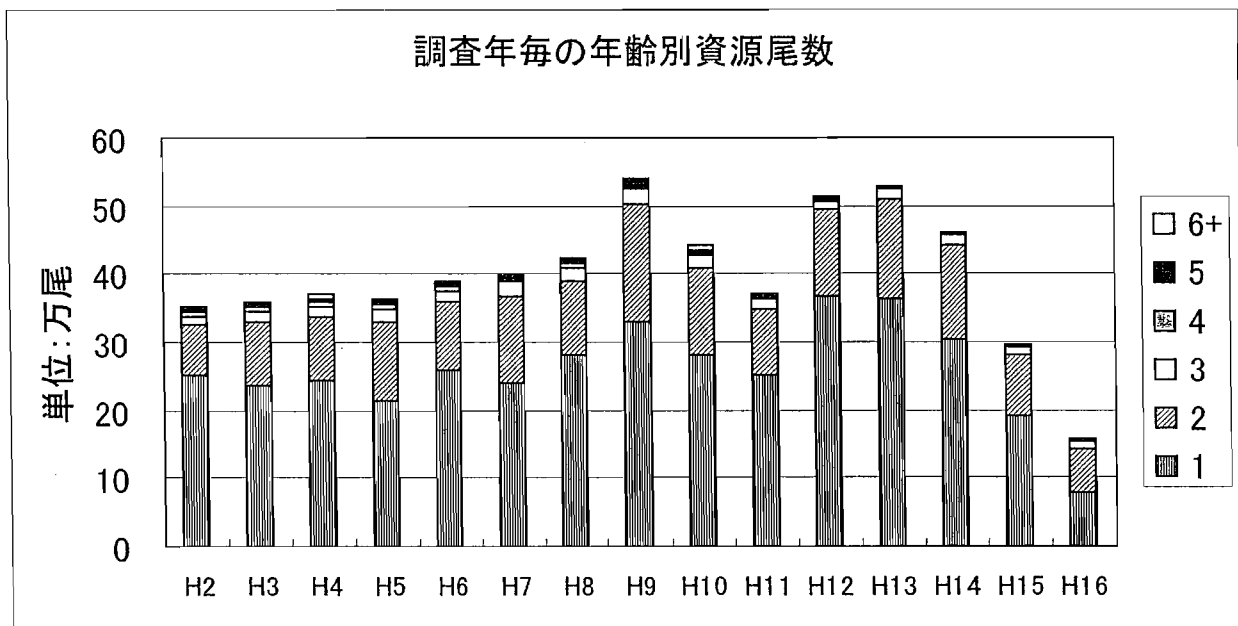


図1 大船渡と久慈魚市場における全長測定結果に基づくヒラメの推定資源尾数

(2) 漁獲量の推移と資源回復の必要性

岩手県におけるヒラメの漁獲量は数年から10年程度の周期で増減を繰り返してきた。平成に入って急激に漁獲量が増加し、平成7年以降は年間100トンを上回る水準で推移している。平成9～10年と平成14年には年間150トンを上回る漁獲量を記録していたが、その後平成15年122トン、平成16年68トンと急激な減少を示している（図2）。

また、平成8年から資源管理計画に基づく漁業者の自主的な全長規制（30cm未満魚の再放流）が実施されているが、依然として2歳までの若齢魚の割合が高く3歳以上の高齢魚の割合が少ないという若齢魚への漁獲圧が高い状態が続いており（図1）、

資源回復のため資源管理策を強化していくことが必要となっている。

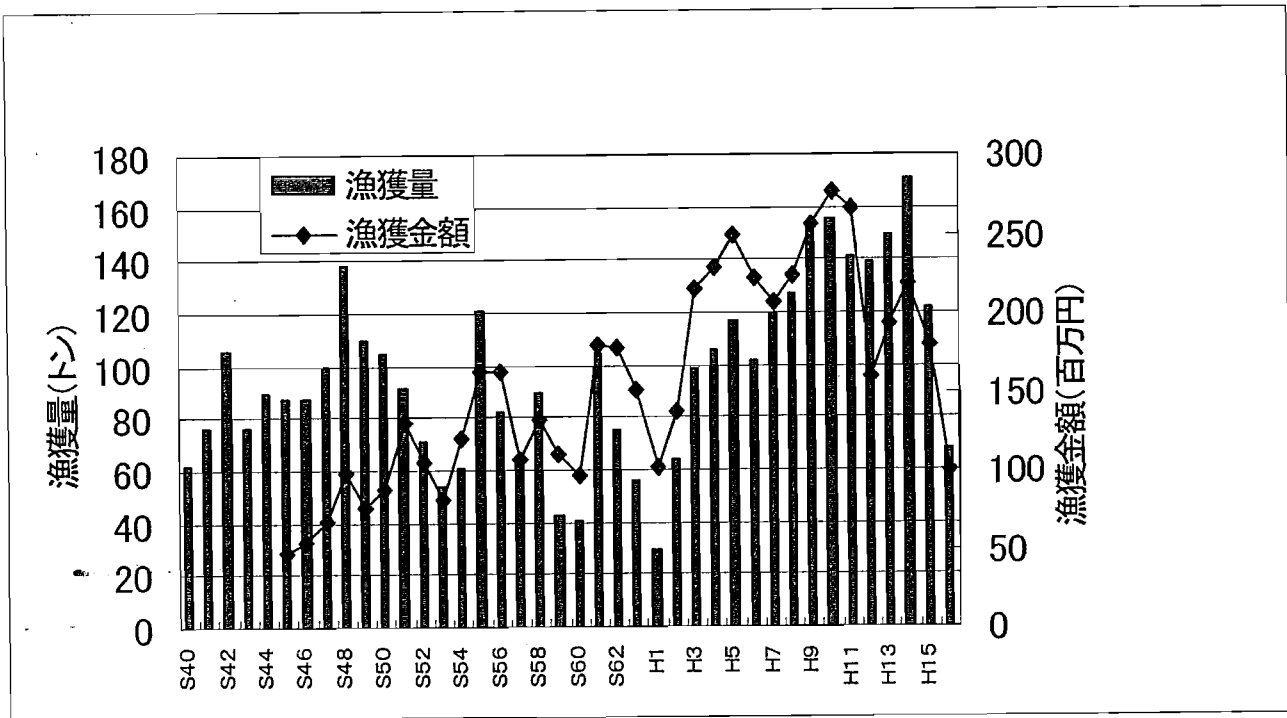


図2 ヒラメの漁獲量及び漁獲金額の推移

近年、ヒラメ稚魚の天然発生状況が悪化しており、大槌湾で行っているヒラメ天然魚の着底稚魚分布調査の結果から、着底稚魚の分布密度は、調査を開始した平成12年以降減少傾向にあり、平成15年生まれは最も低い水準にあった（図3）。平成16年にはやや回復傾向を示したものの、今後の資源量低迷が懸念される。

このため、資源を緊急に回復するには、良質な種苗の大量放流による積極的な資源培養の継続実施が必要である。

また、ヒラメの魚類栽培漁業の実施に当たり、平成15年7月から漁業者の受益者負担が導入されており、安定的に種苗放流経費を確保するためには、資源回復策の実施による漁獲量の高位安定維持が必要である。

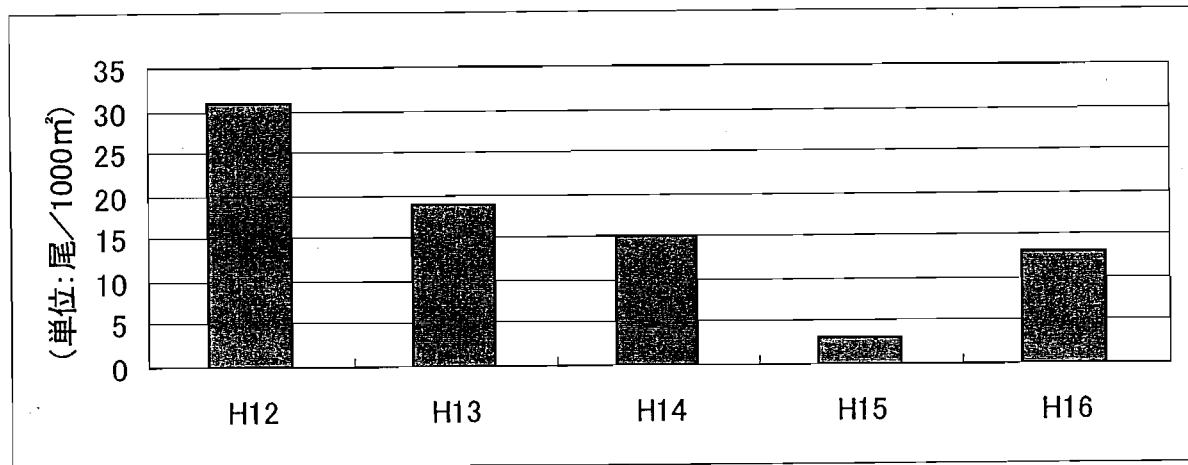


図3 大槌湾で行ったヒラメ着底稚魚資源水準調査結果

2 資源の利用と資源管理の現状

(1) 関係漁業等の現状

① 関係漁業の現状

漁業許可等の現状（平成17年8月末現在）

漁業種類	管理区分	許可等の件数	操業（許可）期間	盛漁期	
刺網漁業	知事免許	久慈地区	857	1/1～12/31,2/1～11/30	5～10月
		宮古地区	602	2/1～11/30,2/1～10/31,12/1～8/31	
釜石地区		400	1/1～10/15,12/20～12/28		
大船渡地区		3,606	1/1～12/31,9/1～5/31 (漁業権行使規則による制限)		
	知事許可		573	周年	
定置網漁業	知事免許	大型：	90	夏網：3/1～11/15* 秋網：8/1～2/末日又は3/31*	10～12月
		小型：	48	周年網：3/1～2/末日	
沖合底びき網漁業	大臣許可		14	9月～翌年6月	2～5月
はえ縄及び一本釣り	自由漁業		不明	周年	6～9月

*：3種類の定置網の最長漁期を表示

② 漁獲量、漁獲金額の推移

ヒラメは主に刺網と定置網により漁獲されており、近年はこの2漁法で全体のほぼ9割以上を漁獲している。しかし、平成15年及び16年は主力の定置網、刺網のいずれも、前年を大きく下回った。これは、平成14年度及び15年の生まれの資源の減少による影響が大きい（図1）。

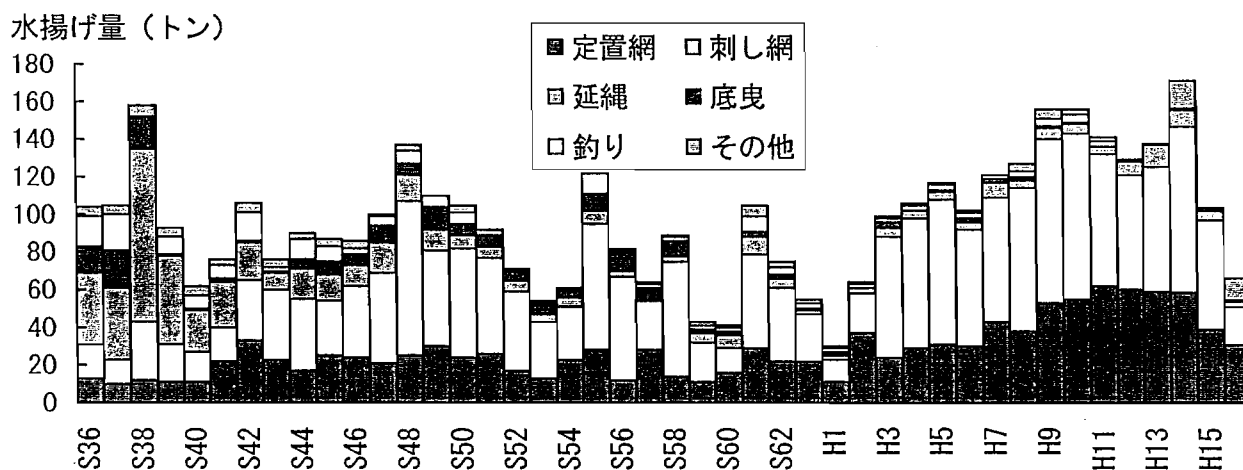


図4 ヒラメの漁法別漁獲量の推移

漁獲金額は図2のとおりで、1億5千万円～2億8千万円となっており変動が大きい。また、近年は養殖及び輸入ものも多く供給されるため、単価が安くなっており、漁獲金額は伸びていない。

③漁業形態及び経営の現状

ア 刺網漁業は、岩手県漁業漁家の1/3以上が営む漁業であり、養殖漁業者が漁閑期に操業したり、高齢者による操業など、経営規模は零細で家族労働によって生産されているが、岩手県においては重要な漁業である。

1. 刺網漁業中心の経営体

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
刺網漁業	←カレイ	ケガニ	カレイ						ヒラメ		カレイ	→
はえ縄漁業	←										サケ	→
その他の漁業	←	ケガニ					タコ				ケガニ	→
採貝漁業											アワビ	→
採藻漁業		フナ						コンブ				

2. 養殖と刺網漁業等組み合わせている経営体

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
わかめ養殖業			←→							←→		
こんぶ養殖業						←→					←→	
採貝漁業											アワビ	→
刺網漁業	←カレイ	ケガニ	カレイ						ヒラメ		カレイ	→
はえ縄漁業	←										サケ	→
その他の漁業	←	ケガニ					タコ				ケガニ	→

3. 養殖と刺網漁業組み合わせている経営体

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
はたてがい養殖	←											→
わかめ養殖業			←→							←→		
採貝漁業											アワビ	→
刺網漁業	←カレイ	ケガニ	カレイ						ヒラメ		カレイ	→
その他の漁業	←	ケガニ					タコ				ケガニ	→

イ 定置漁業は、大型定置が90ヶ統有るが、漁協の自営（漁協以外との共同経営を含む。）が58ヶ統（64%）となっており、その他の32ヶ統（36%）は生産組合、会社、個人（これらの共同経営を含む。）である。小型定置は、第二種共同漁業である。

定置網漁業経営体

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
定置網漁業	←											→

ウ 沖合底びき網漁業は、株式会社、有限会社、個人経営があるが、全て総トン数75トン船で操業されており、2艘びき6ヶ統、かけ回し2ヶ統が操業を行っている。

沖合底びき網漁業経営体

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
沖合底曳網漁業	←								←			→

④消費と流通の現状

本県で漁獲されたヒラメは、関東、県内を中心に、北陸等にも出荷されている。500g/尾を下回る小型サイズは刺身商材として利用し難いため、その他の商材として供給されており、1kg/尾程度の大型天然ヒラメは高級商材として利用されている

1990年代中盤から、韓国済州島を中心に輸入養殖ヒラメが増加し、国産・県産単価は低下傾向にある。需要の高い700g/尾以上は輸入品や国産養殖品が高いシェアを占めており、本県産の主な漁獲サイズである500g/尾以下のものは、小型サイズのため競争力が弱い状況にある。

(2) 資源管理等の現状

①関係漁業の主な資源管理措置

平成8年度から、次表に掲げる自主的な資源管理が実施されてきている。

岩手県における漁業種別資源管理一覧

漁業種類		取り組み内容	備考
刺網漁業	第二種 共同漁業	全長30cm 未満再放流	漁業権行使規則及び資源管理計画による自主規制
		目合4寸目以上(6~10月)	漁業権行使規則(一部)及び資源管理計画による自主規制
	知事許可	全長30cm 未満再放流	資源管理計画による自主規制
定置網漁業	大型	全長30cm 未満再放流	資源管理計画による自主規制
	二共小型	全長30cm 未満再放流	漁業権行使規則(一部)及び資源管理計画による自主規制
沖合底びき網漁業		全長30cm 未満再放流	資源管理計画による自主規制
その他の漁業		全長30cm 未満再放流	資源管理計画による自主規制

漁業関係者から、資源回復には資源管理の強化が必要との意見が多かったため、県漁連が平成16年11月に「ヒラメ全長制限を海区委員会指示にすることに関するアンケート」を実施し、全長30cm 未満魚再放流の委員会指示化に対する意見を聞いたところ、漁業者の92%、漁協及び魚市場の100%から賛成回答があった。

②遊漁の現状

農林水産省が5年毎に実施している「遊漁採捕量調査」の結果によると、岩手県の平成14年度のヒラメの採捕量は14トンで、平成9年より3トン増加している。

岩手県における遊漁による主要魚種採捕状況

	合計	ひらめ	かれい類	あいなめ類	するめいか	その他
平成14年	137	14	16	25	15	67
平成9年	146	11	22	47	2	64

また、ヒラメの遊漁での盛漁期は、7~10月となっている(図5)。

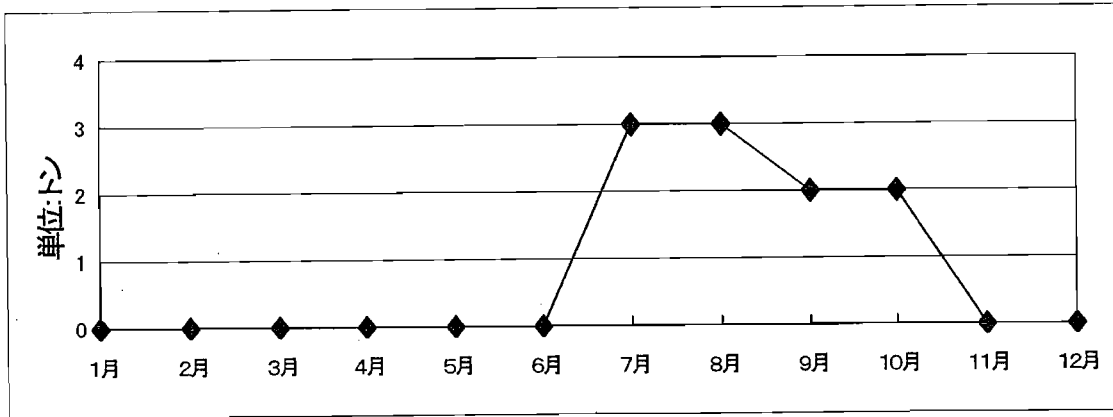


図5 ヒラメの月別遊漁採捕量

一方、遊漁者のヒラメ資源管理への協力（全長30cm未満魚再放流）は、漁業団体と県が連携して継続実施してきた、遊漁団体、遊漁船業者及び釣具店への普及啓発活動の結果、遊漁関係者にも浸透してきている。

県は、平成16年11月に「ヒラメ全長制限を海区委員会指示にすることに関するアンケート」を実施し、全長30cm未満魚再放流の委員会指示化に対する意見を聞いたところ、遊漁者の85%、遊漁船業者の86%、釣具店100%から賛成回答があり、遊漁関係者にも全長制限が定着してきていることを示している。

③資源の積極的培養措置

ア 栽培漁業として、平成13年度からヒラメ種苗の大量放流が始まっている。

(ア) 放流規模：110万尾

(イ) 放流サイズ：8～10cm

(ウ) 種苗生産機関：(社)岩手県栽培漁業協会

(エ) 経費負担

a 受益者負担：漁業者（水揚げ金額の5%）

b 一般負担（受益者負担以外）県：市町村：漁業団体＝4：2：4

(オ) 放流実績

	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
放流尾数（千尾）	1,120	1,141	1,235	1,139
放流サイズ（cm）	8.5	9.1	8.4	9.3

イ ヒラメの増殖場造成が、平成5～14年度までに5地区造成されている。

地区名	市町村区域	造成面積 ha	完成年度	備考
綾里白浜	大船渡市	114.5	平成9年度	
吉浜	大船渡市	120.0	平成10年度	
船越湾	大槌町、山田町	91.0	平成10年度	
平井賀	田野畑村	119.2	平成11年度	
普代	普代村	59.0	平成14年度	

④ 漁場環境の保全措置

岩手県沿岸域では、海岸（陸域）での清掃活動は、漁業者及び一般市民により実施されている。また、県内全域を対象としたヒラメ増殖適地調査の結果、沿岸（海域）の砂質海底は全般的に汚濁のない細砂となっていた。

このことから、漁場環境の保全措置は実施されていない。

3 回復計画の目標

「漁獲量の推移と資源回復の必要性」の項で示したように、ヒラメ資源の減少傾向が見られることから、この資源を適切な水準に回復・維持するには、小型魚漁獲禁止等の資源管理措置の徹底及び栽培漁業による良質な種苗を大量に適地に適期放流することが必要である。

「岩手県魚類栽培事業化推進計画」では、これらの資源回復策の実施により平成22年の漁獲目標を200トンとしており、本計画の目標もこれに併せ200トンとする。

なお、「岩手県魚類栽培事業化推進計画」は平成22年度に見直しが予定されており、この結果を踏まえて本計画の目標を見直すこととする。

4 資源回復のために講じる措置と実施期間

平成18年度から平成23年度までの6年間、次の漁獲努力量の削減措置及び資源の積極的培養措置を講じ、資源回復を図るものとする。

(1) 漁獲努力量の削減措置

ア 小型魚の採捕規制

平成8年度から漁業者が自主的に実施している全長30cm未満の小型魚の採捕禁止措置について、全ての漁業協同組合の第二種共同漁業権行使規則（刺し網及び小型定置網）で再放流を義務化することとする。

イ 刺し網の目合い規制

平成8年度から漁業者が自主的に実施している6～10月にヒラメを対象として操業する二共刺し網の目合い規制（4寸目以上）について、漁業権行使規則による禁止措置とすることを検討する。

(2) 資源の積極的培養措置

「第5次水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画」に基づき、ヒラメの8～10cmの大型種苗を、毎年110万尾放流する。

これと同時に、種苗放流場所の見直しや放流技術の改善のほか天然餌料環境調査等を実施し、放流効果向上に努める。

また、種苗の生産は（社）岩手県栽培漁業協会で行うものとし、種苗放流経費の一部は受益者負担として、受益者の資源管理意識の発現も同時に図る。

また、採捕量の約8%を採捕している遊漁者に対する種苗放流経費の負担についても検討を進める。

なお、種苗放流の効果判定は、平成22年を目処に事業の継続又は縮小、廃止等について協議することとなっている。

(3) 漁場環境の保全措置

岩手県沿岸域で毎年実施されている、漁業者及び一般市民による海岸清掃活動が継続されるよう支持することとする。

5 漁獲努力量の削減措置及びその効果に関する公的担保措置

資源回復の実現のため、小型魚の分布の多い沿岸域の第二種共同漁業権漁場に関する漁業権行使規則の改正について強力に指導していくほか、第二種共同漁業以外で操業する漁業者及び遊漁者への規制強化のため、今後必要に応じ、海区漁業調整委員会指示による全長制限等の措置を講じていくものとする。

また、資源回復計画による資源回復の効果を担保するための「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」に基づく漁獲努力可能量（TAE）の設定については、資源動向等を見ながら、必要性が生じた場合に検討することとする。

6 資源回復のために講じる措置に対する支援策

(1) 漁獲努力量の削減措置に関する経営安定策

4の(1)の取り組みに関しては、平成8年度来の自主規制として実施しているものであることから、新たな補助事業の対象としては実施しない。

しかしながら、経営安定策の検討や漁業権行使規則の改正等に取り組む漁協に対しては、担当職員による指導及び助言を行うこととする。

(2) 資源の積極的培養に対する経営安定策

種苗放流を安定して継続するためには、しっかりした財政基盤が必要である。

種苗の生産及び放流に要する費用は、地方公共団体及び漁業団体の負担だけでなく、平成15年から漁業者のヒラメ水揚げ金額の5%を充当しているが、今後は漁獲状況に応じ、その負担率の変更について検討していく。

また、漁業者と同じ造成資源を利用する遊漁者の負担が必要と考えられるので、国がとりまとめた「栽培漁業のあり方検討会」の検討結果を参考にしながら、遊漁者の負担のあり方についても検討していく。

なお、栽培漁業センターは県有施設となっているが、引き続き(社)岩手県栽培漁業協会に無償で使用を認める予定としている。

(3) 漁場環境の保全措置に対する経営安定策

岩手県沿岸海域の砂質海底は漁場環境の汚染は特に認められておらず、特に保全措置を実施する予定はない。

7 資源回復措置の実施に伴う進行管理

(1) 資源回復措置の実施状況の把握

県は、漁獲努力量の削減措置及び資源の積極的培養の実施状況を毎年把握するとともに、資源回復措置の円滑な実施が図られるよう、関係者を指導する。

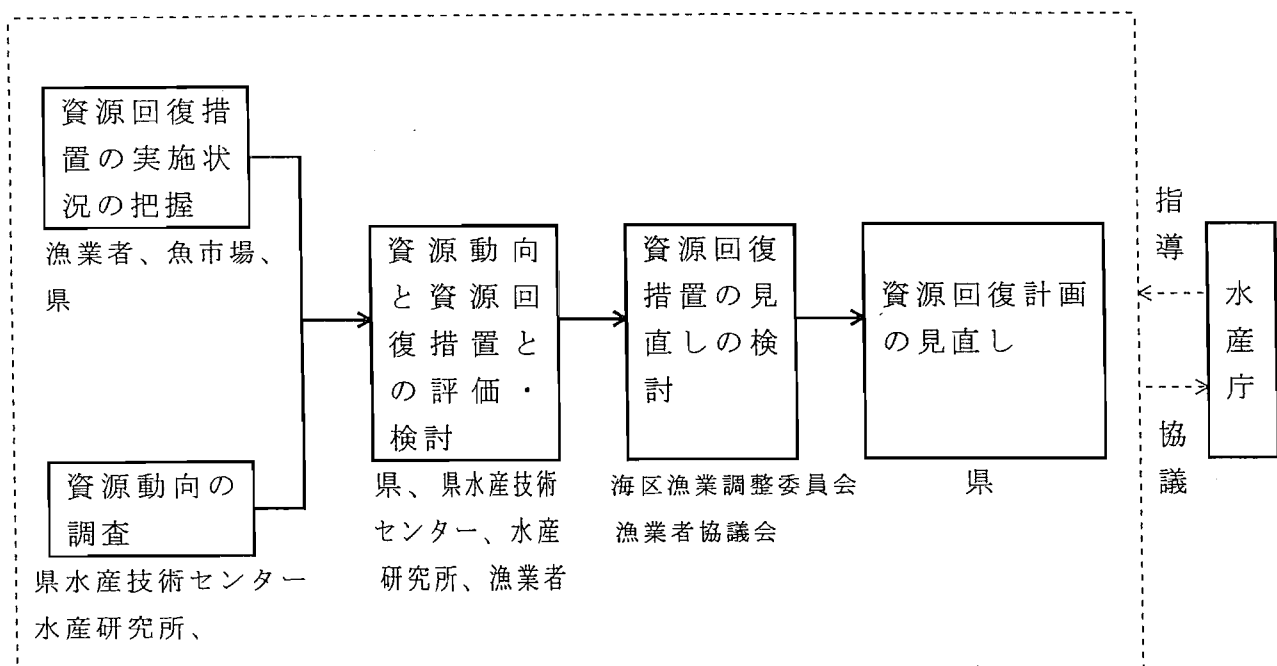
(2) 資源動向の調査

県は、(独)水産総合研究センター東北区水産研究所、同研究センター宮古栽培漁業センター、(社)岩手県栽培漁業協会及び北里大学水産学部と連携して資源の調査・評価を行い、資源状況の把握を行う。

(3) 資源回復措置の見直し

県は、毎年の資源調査及び評価、漁獲状況や資源回復措置の実施状況を踏まえて資源回復計画の評価・検討を行うほか、保護区域の設定について引き続き検討を行い、必要に応じ資源回復計画の見直しを行う。

(4) 資源管理に関する組織体制



8 その他

資源回復計画は、水産資源の回復を図ることにより将来的に水産物の安定的な供給を実現していくための施策であるが、漁業者による漁獲努力量削減の取組のほか、資源の積極的な培養措置とそれに必要な支援を行うものでもあり、遊漁者の協力及び県民の理解を得ながら推進していくこととする

また、資源回復計画期間中の需給関係に配慮しながら計画を進めていくものとする。